

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年6月28日
【会社名】	株式会社北洋銀行
【英訳名】	North Pacific Bank,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 安田 光春
【本店の所在の場所】	札幌市中央区大通西3丁目7番地
【電話番号】	(011)261-1311(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 進藤 智
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区大通西3丁目7番地
【電話番号】	(011)261-1311(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 進藤 智
【縦覧に供する場所】	株式会社北洋銀行東京支店 (東京都千代田区丸の内1丁目2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

1【提出理由】

2018年6月26日開催の当行第162期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2018年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

イ 配当財産の種類

金銭といたします。

ロ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

普通株式 1株につき金 5.0円 総額 1,994,874,100円

ハ 剰余金の配当が効力を生ずる日

普通株式 2018年6月27日

第2号議案 取締役12名選任の件

石井純二、柴田龍、安田光春、迫田敏高、竹内巖、長野実、藤池英樹、深瀬聡、進藤智、林美香子、祖母井里重子および島本和明を取締役に選任するものであります。

第2号議案に対する修正動議

株主より、上記原案に対し、石井純二、迫田敏高、進藤智に代えて、提案者他計3名（提案者を除き事前承諾はない。）を取締役として選任するよう修正動議が出されたものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

松下克則を監査役に選任するものであります。

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、当行の取締役（社外取締役および国外居住者を除く。）に対し、従来を取締役の報酬等の額とは別枠にて、役位および業績目標の達成度等に応じて当行株式および当行株式の換価処分金相当額の金銭を交付および給付する業績連動型株式報酬制度を導入すること、ならびにその内容について、承認するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の配当の件	3,463,283	47,747	588	(注)1	可決 95.59

第2号議案 取締役12名選任の件					
石井 純二	3,287,380	215,641	8,588	(注) 2	可決 90.73
柴田 龍	3,382,466	128,557	588		可決 93.36
安田 光春	3,385,840	117,183	8,588		可決 93.45
迫田 敏高	3,382,080	128,943	588		可決 93.35
竹内 巖	3,471,573	39,450	588		可決 95.82
長野 実	3,382,399	128,624	588		可決 93.35
藤池 英樹	3,471,812	39,211	588		可決 95.82
深瀬 聡	3,471,794	39,229	588		可決 95.82
進藤 智	3,471,679	39,344	588		可決 95.82
林 美香子	3,419,184	91,839	588		可決 94.37
祖母井 里重子	3,419,211	91,812	588		可決 94.37
島本 和明	3,493,526	17,497	588		可決 96.42
第3号議案 監査役1名選任の件				(注) 2	可決 93.31
松下 克則	3,381,073	130,070	588		
第4号議案 取締役に対する業績 連動型株式報酬等の額 および内容決定の件	3,410,148	101,004	588	(注) 1	可決 94.12

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成によります。
3. 賛成割合については、本総会前日までに事前行使された議決権（事前行使をしたが当日出席した株主の議決権を含みません。）の数に、当日出席した株主の議決権数を加えた数を分母として算出しております（ただし、無効票の数の違いにより、議案ごとに分母となる議決権数は異なります。）。
4. 第2号議案につきましては、修正動議が提出されましたが、原案を先議した結果、会社法上適法な決議として成立し、議案の定員12名に達したことから、修正動議が成立する余地がなくなり否決として扱ったため、議決権数は集計しておりません。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までに事前行使された議決権の数および本総会当日に出席し、各決議事項に対する賛否を確認できた株主の一部が行使した議決権の数の集計により、各決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、賛否を確認できなかった議決権の一部を集計しておりません。

以 上